WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

○ スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 15 日 本紙第 5458 号 3 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 15 日 政令第 243 号
【管轄省庁】	内閣府本府
【施行期日】	公布の日(平成 22 年 12 月 15 日)から施行
【制定の根拠】	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成 4 年法律第 79 号)第 5 条第 8 項、第 16 条第 2 項及び第
	19条
【法令のあらまし】	1 国際平和協力隊の設置
	(一) 国際平和協力本部に、スーダンにおける国際的な選挙監視活動のため、住民投票の公正な執行の監視に係る
	国際平和協力業務等を行う組織として、平成 23 年 3 月 31 日までの間、スーダン住民投票監視国際平和協力隊を置
	< ∘
	(二) 国際平和協力本部長は、スーダン住民投票監視国際平和協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名する。
	2 国際平和協力手当
	(一) スーダン住民投票監視国際平和協力隊の隊員に、スーダンにおける国際平和協力業務に従事した日1日につ
	き、1万6,000円と1万円の間で二段階に分けて国際平和協力手当を支給する。
	(二) 国際平和協力手当の支給に関しては、一般職の職員の給与に関する法律に基づく特殊勤務手当の支給の例に
	よる。
	3 隊員の定員は、10人とする。
【改正される法令】	なし